

笛吹市通学路安全推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、小中学校の通学路について関係機関が相互に連携・協力し、児童生徒の安全確保に向けた取組みを推進するため、笛吹市通学路安全推進協議会（以下、「協議会」という。）の設置について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について取り組む。

- (1) 通学路の安全推進に関する基本方針の策定及び公表に関すること。
- (2) 通学路の合同点検及び安全対策の実施に関すること。
- (3) その他通学路の安全確保として必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関の代表者又は代表者から委任を受けた者で組織する。

- (1) 国土交通省甲府河川国道事務所交通対策課
- (2) 山梨県笛吹警察署交通課
- (3) 山梨県県土整備部峡東建設事務所道路課
- (4) 笛吹市校長会
- (5) 笛吹市PTA連合会
- (6) 市民環境部市民活動支援課
- (7) 産業観光部農林土木課
- (8) 建設部土木課
- (9) 教育委員会事務局
- (10) その他教育委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置き、教育委員会教育部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。